

職員からの苦情相談の概要

伊丹市公平委員会

1. 苦情相談について

公平委員会では、「地方公務員法」および「職員からの苦情相談に関する規則(平成17年3月23日伊丹市公平委員会規則第1号)」に基づき、職員の勤務条件や勤務環境に関する悩みを伺いその解消に努めることにより職員が安心して仕事に専念できるようにすることを目的として、伊丹市の一般職の職員を対象として広く相談に応じています。

伊丹市公平委員会が行う苦情相談は、伊丹市職員に限定された制度です。
(伊丹市職員以外の方は、受け付けていません。)

2. 対象者

相談できる職員	相談することができない職員
一般職の職員 (一般行政職員、教育公務員[市立小・中・高等学校・幼稚園の教育職員]、消防職員、任期付職員、再任用職員、臨時職員、条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員)	公営企業職員 (病院・上下水道局・交通局・モーターボート事業の職員) 特別職の職員 (非常勤嘱託職員他) 技能職員 等

- ・退職した職員は対象とはなりませんが、離職、再任用に関する苦情に限り相談できます。
- ・特別職の職員など公平委員会の苦情相談の対象外の方は、任命権者の人事担当部署にご相談ください。

3. 相談できる内容 --- 人事管理の全般に関すること。

公平委員会に相談できるもの(例)	公平委員会に相談ができないもの(例)
・辞職を強要されている ・職場でいじめや嫌がらせを受けている。 ・休暇を認めてもらえない。 など	・家庭の問題 ・個人生活に起因する事柄

4. 相談方法

受付窓口 公平委員会事務局(伊丹市役所5階)

電話 072-784-8094(直通)

月曜日～金曜日(祝日法による休日及び年末年始の休日を除く)9時～17時30分

電話等で、あらかじめ日時調整を行ってください。

- ・苦情相談をする場合、職務に専念する義務の免除はありませんので、ご注意ください。
- ・職員本人からの相談を原則としており、代理人からの相談には応じていません。

5. 相談への対応

公平委員会では面談でお話を伺い、必要に応じて、

- ① 相談者への制度説明、助言を行う。
- ② 事実を正確に把握するために、関係当事者に対して事実調査を行う。
- ③ 関係当事者に対し、事実確認をした上で、関係当事者に改善指導する。
- ④ 関係当事者と相談者の間についてあつせんする。

ことができます。なお、②～④については、相談者の了解のもとに行います。

ただし、相談内容が、任命権者の専権事項である管理運営事項（企画、定数、人事、職務執行、予算、財産に関すること）に該当する場合には、任命権者への指導やあつせんなどは行えず、相談者への助言あるいは任命権者への伝達などの対応に限られます。

6. 秘密の保持

苦情相談の処理にあたっては、秘密を厳守します。当局に照会するときや相談内容を伝えるときも、必ず相談者の了解をとったうえで行いますので、安心して相談してください。

7. 不利益取扱いの禁止

苦情相談を行ったことや、苦情相談に関する調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益な取扱いを受けることがないよう、任命権者に対し配慮義務を課しています。